



2019年2月14日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役 社長執行役員 前田龍一
コード番号 5184 東証第2部
問合せ先 取締役常務執行役員 森川良一
TEL (079) 252-4151

取締役の報酬総額等改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、下記の通り、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

これにより、取締役の報酬総額等改定および本制度の導入に関する議案を、本年3月27日開催予定の当社第135期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することを決議したことをお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬総額等改定

当社の取締役の報酬は、平成27年3月26日開催の第131期定時株主総会において、固定報酬月額1,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と業績連動報酬年額1億円以内として、承認いただき現在に至っておりますが、取締役（社外取締役および業務を執行しない取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬に、より業績や職責等を反映させるため、固定報酬と業績連動報酬を統合し、年俸制に改め、その報酬総額を年額3億円以内（現報酬総額より年額2,000万円増）とすることについて、本株主総会に付議するものであります。

また、上記の報酬枠とは別枠として、取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについても、併せて本株主総会に付議するものであります。

なお、社外取締役および業務を執行しない取締役については、従来通り固定報酬とします。（本固定報酬は年俸の総額枠内に含まれます。）

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給および現物出資

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額5,000万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、取締役会にて決定いたします。

(2) 対象取締役が発行または処分される譲渡制限付株式の種類および総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行または処分される普通株式の総数は年 50,000 株以内とします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1 株あたりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本制度に基づき発行または処分される普通株式の総数を合理的に調整するものとしたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により対象取締役に対して発行または処分される普通株式の 1 株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行または処分にあたりは、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしたします。

- ①対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行または処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ②一定の事由が生じた場合には当社が無償で当該普通株式の全部または一部を取得すること。
- ③当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行または処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行または処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件としたします。

具体的な発行または処分の内容は、本株主総会後に開催予定の当社取締役会の決議をもって決定する予定です。

4. 当社の執行役員への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てする予定です。

以 上